

北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、多世代家族の同居又は近居のために市内に住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内への移住又は定住を促進し、もって子育て、介護等における世代間の連携を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 親世帯 子の親（義親及び継親を含む。）又は祖父母の世帯をいう。

(2) 子世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

イ 申請日において、同一世帯に義務教育終了前の子（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過しない子（申請日において出生していない子であって、申請日以後に出生し養育する予定である子を含む。）をいう。以下同じ。）のいる世帯

(3) 住宅 戸建て住宅（これに附属する施設を含む。）、マンション等の区分所有住宅又は併用住宅をいう。

(4) 同居 親世帯と子世帯が市内の同一の住宅に居住することをいう。

(5) 近居 親世帯と子世帯が市内の別の住宅に居住することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、同居又は近居のために住宅の工事請負契約又は売買契約を締結した親世帯又は子世帯の世帯主又はその配偶者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 転入の日前に引き続き1年以上市外に居住しており、当該住所地から取得しようとする市内の住宅に直接転入すること。

(2) 補助対象者に市税等の滞納がないこと。

- (3) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 市のホームページ又は広報において事例として紹介されることに了承すること。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、市内に存するもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 所有権の登記の日から起算して1年以内の住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認を受けていること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 親世帯及び子世帯の関係を証明できる戸籍謄本の写し
- (2) 親世帯及び子世帯の関係を証明できる住民票の写し及び戸籍の附票の写し
- (3) 補助対象住宅に係る建物登記事項証明書の写し
- (4) 補助対象住宅に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(申請者の責務)

第7条 申請者は、昭和56年5月31日以前に着工された住宅について申請する場合は、耐震性が向上する耐震改修を行う等、耐震性を確保した上で申請するよう努めなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

2 この告示は、この告示の施行の日以後に所有権の登記を行った住宅に対して適用する。

別表（第5条関係）

住宅の区分	補助金の額
新築住宅	30万円
中古住宅	20万円

備考

- 1 次の各号に該当するときは、当該各号に掲げる金額を補助金の額に加算するものとする。
 - (1) 市内事業者が施工した新築住宅（マンション等の区分所有住宅を除く。）である場合 10万円
 - (2) 住宅を取得した者の世帯に義務教育終了前の子がいる場合 10万円
- 2 補助金の額（加算がある場合は、加算後の額）は、補助対象住宅の取得金額（消費税等を除く。この場合において、併用住宅における補助対象住宅の取得金額は、住宅部分の面積で按分^{あん}して算出するものとする。）に10分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を上限とする。

様式第1号（第6条関係）

北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
連 絡 先 ()

北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 補助対象住宅の所在地 北本市
- 2 所有権の登記の年月日 年 月 日
- 3 居住（予定）日 年 月 日
- 4 取得金額 金 円
- 5 工事施工業者 名称
所在地
連絡先 ()

※氏名を署名した場合は、押印を省略できます。

様式第2号（第8条関係）

北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助年度	年度
取得金額	円
交付金額	円
補助対象住宅の所在地	
備考	

様式第3号（第9条関係）

北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
連 絡 先 ()

北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付要綱第9条の規定により
次のとおり請求します。

	補助年度	年度
	交付請求額	円
振 込 先	金融機関	銀行 信用金庫 本店・支店 農協
	種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	名義人	

※氏名を署名した場合は、押印を省略できます。

様式第4号（第10条関係）

北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



北本市多世代同居・近居住宅取得補助金交付要綱第10条の規定により交付決定を取り消したので、次のとおり返還するよう通知します。

補助年度	年度
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	